

福山市空家等地域活性化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の発生を抑制・予防するとともに、地域の活性化やコミュニティの維持及び再生を図るため、空家等を改修等して活用する地域を支援することを目的とし、市が空家等の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で交付する福山市空家等地域活性化推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 老朽化が進んでいないと市長が認める空き家で、居住その他の使用がされていないもの及びその敷地をいう。
- (2) 地域 学区(町・地区)まちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)の区域をいう。
- (3) 改修等 次条各号に規定する事業を行うことをいう。
- (4) 改修工事 宅地の機能の維持若しくは向上又は住宅内の居住の環境の向上を図るために行う修繕、模様替え等の工事で、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反しないものをいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、次に掲げるものであって、国又は地方公共団体等から同種の補助金、助成金等の交付を受けていないものとする。

- (1) 空家等改修事業(空家等の改修工事をいう。一部の除却工事を含む。)
- (2) 家財等処分事業(家具等の家財道具の処分をいう。)
- (3) 空家等管理事業(敷地内の除草、樹木の伐採等をいう。)
- (4) その他空家等の活用のために特に市長が認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、地域内の空家等について、前条各号に規定する事業を行う委員会とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条各号に規定する事業に要する費用で、別に市長が定めるものとする。ただし、次に掲げる費用を除いたものとする。

- (1) 飲食に関する費用
- (2) 委員会の役員、関係者、関係団体、参加者等に対する人件費及び慶弔費、見舞金品、記念品等の交際費並びにこれに類するもの
- (3) 積立金及び預金
- (4) 他団体等への補助金、負担金等
- (5) 地域住民相互の親睦又は交流を目的とした研修費等

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の4分の3に相当する額(当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、450,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福山市空家等地域活性化推進事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 空家等の所有者等の同意書

- (4) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し等
 - (5) 補助対象となる空家等の附近見取図（改修工事及び一部の除却工事をする場合には平面図を含む。）
 - (6) 補助対象事業に着手する前の状況を示す写真（住宅の全体及び補助対象事業の施工箇所毎に撮影したもので、撮影日の記載があるものに限る。）及び当該写真の位置及び方向を記した図面
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金交付申請書の提出期限は、別に市長が定める。
（補助金の交付申請の制限）
- 第8条 補助金交付の申請は、本市の1会計年度につき、1委員会当たり1回とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 第3条第1号及び第2号に規定する事業は、同一場所においては、1回に限り補助金交付の申請を行うことができる。
- 3 第3条第1号及び第2号に規定する事業を同一の場所において行う場合には、同時に補助金交付の申請をしなければならない。
- 4 委員会の認める地域住民等で構成する団体が空家等の活用を推進するため、管理している空家等の第3条第3号及び第4号に規定する事業の補助金交付の申請は、当該空家等の利用が決まったときの属する年度までできるものとする。ただし、本市の3会計年度を超えて申請することはできない。
（交付の決定）
- 第9条 市長は、第7条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、その旨を福山市空家等地域活性化推進事業補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。
（補助金の概算払い）
- 第10条 市長は、交付申請書及び第7条各号に規定する書類の内容に鑑み、補助金を概算払で交付することが補助金の交付目的を達成するために特に必要であると認めるときは、交付決定額の9割を上限として概算払により補助金を交付することができる。
- 2 申請者は、前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付申請書に資金計画書を添えて市長に提出しなければならない。
（変更等の承認申請）
- 第11条 第9条の規定による交付の決定を受けた者は、交付の決定後において、事業計画の変更等の承認を受けようとするときは、変更する部分の事業を行う前に、福山市空家等地域活性化推進事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 規則第10条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。
(1) 補助対象事業の対象の期間内における事業の実施の時期の変更
(2) 補助金の額に変更を生じない補助対象事業の支出額の変更
(3) その他市長が適当と認める変更
- 3 市長は、第1項の承認をしたときは、福山市空家等地域活性化推進事業変更承認通知書により当該申請者に通知するものとする。
（事業の着手日）
- 第12条 事業の着手は、第9条の規定による決定を受けた後に行わなければならない。
- 2 前項の規定は、補助事業の内容を変更しようとする場合に準用する。
（実績の報告）
- 第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から30日を経過する日（当日が補助金の交付決定の翌年度に属することとなるときは、当該補助金の交付決定年度の最終日とする。）までに、福山市空家等地域活性化推進事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1) 事業実施報告書

- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象事業に要した費用を支出したことを示す領収書等の写し
- (4) 成果を証する書類，写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第14条 市長は，前条の規定により実績報告を受け取ったときは，審査の上，補助金の額を確定し，その旨を，福山市空家等地域活性化推進事業補助金交付額確定通知書により，申請者に通知するものとする。なお，補助金の額の確定にあたっては，必要な措置を申請者に求めることができる。

2 市長は，前項の規定により補助金の額を確定した場合において，既にその額を超える補助金を交付しているときは，その超える部分の額について，期限を定めて，福山市空家等地域活性化推進事業補助金精算金請求書により，その返還を求めなければならない。

(補助金の請求)

第15条 補助金の交付の決定を受けた者は，第14条第1項の規定により，補助金の額の確定通知を受け，補助金を請求しようとするときは，福山市空家等地域活性化推進事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(帳票)

第16条 この要綱に定める帳票は，市長が別に定める様式による。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，2021年（令和3年）11月1日から施行する。

附 則

この要綱は，2023年（令和5年）4月1日から施行する。